

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当）

第十八条 管理監督職員の条例第四条第一項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき、管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）第三条の例によるものとする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

2 管理監督職員の条例第四条第二項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき、管理職員特別勤務手当に関する規則第四条の例によるものとする。

3 指定職職員の条例第四条第一項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき一万八千円とする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

別表第一一の項中「七二〇、〇〇〇円」を「七〇五、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「七七六、〇〇〇円」を「七六〇、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「八三四、〇〇〇円」を「八一七、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「九一二、〇〇〇円」を「八九四、〇〇〇円」に改める。

別表第二の二の表七級の項に次のように加える。

3 県立安芸津病院の副院長の職務又はこれに相当する職の職務

別表第四県立安芸津病院の項中

副	院 長	三種又は四種
---	-----	--------

を

副 院 長	三 種
看 護 部 長	四 種

に改め、同表の備考を削る。

別表第五のロの表七級の項中

二 種	九五、〇〇〇円
-----	---------

を

二 種	九五、〇〇〇円
三 種	七〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日から引き続きこの規程による改正前の指定職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとし、支給条件及び支給方法は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第五十八号）第三条又は第四条の例による。